

# ごみの持込み(自己搬入)について

信濃町、飯綱町から排出された可燃物(一般廃棄物)を、北部衛生クリーンセンターに直接 自己搬入する場合は、以下の点にご留意ください。

1. 受入日 月曜日から金曜日まで(祝日、年末年始を除く)

2. 料 金 可燃ごみ・可燃性粗大ごみ 10 キログラムにつき 130円

※可燃性粗大ごみについては、事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先電話番号:026-255-2560

## 【持込みの注意点】

- ・時間に余裕をもってご来場ください。
- ・場内は一方通行となります。徐行のうえ標識等に従って車の移動をお願いします。
- ・徒歩や自転車などの持込みは計量ができませんので、ご遠慮ください。
- ・小さなお子さんなどの入場は危険ですのでご遠慮ください。

※場内における交通事故等については、一切の責任を負いません。

## 【計量での注意点】

- ・ごみの計量は、車に人が乗った状態で行います。
- ・計量器に乗る際は、係員の指示に従って下さい。ごみについて係員が内容を聞き取り確認します。

- ・車両ごとに計量器に乗り(入出の際各1回、計2回量る)、積載時と空車時の重量差から積載量を算出し、その重量に応じて処理手数料を徴収します。

### 【プラットホームでの注意点】

- ・プラットホームへの入出場の際には他の車両との接触等に十分注意してください。
- ・プラットホームは危険なため、安全確保の観点からサンダル等の履物をご遠慮ください。特に雨天の場合は滑りやすくなっていますので、ご注意ください。
- ・プラットホームでゴミを捨てる作業は原則ご本人に行っていただきますので、作業しやすい服装をお願いします。軍手、マスク、ヘルメットなど必要に応じて準備してください。また、作業をする方以外は必ず車内で待機させてください。
- ・ゴミピットは転落の危険がありますので、場内の注意事項等に従い、十分注意し、転落防止帯を着用して作業をお願いします。
- ・持込みできないゴミについては、持ち帰っていただきます。

### ◎持込みできないゴミは、次のものがあります。

- ・信濃町・飯綱町以外から排出されたゴミ
- ・ゴミの分別がされていない場合
- ・建築廃材などの産業廃棄物

※上記以外にも、受入能力または処理能力を超えるもの、もしくは焼却炉・破砕機等を著しく損傷すると判断されるものは受け入れをお断りする場合があります。

※品目ごとの分別方法等は、各町の分別ガイドブックをご覧ください。